

青森県報

第三千三百号

平成二十二年
十月十二日
(火曜日)

目次

告示

生活保護法による介護機関の指定	(健康福祉課) 一
右 同	(同) 一
右 同	(同) 二
生活保護法による指定介護機関の居宅介護事業所の所在地変更の届出	(同) 二
生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の所在地変更の届出	(同) 二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(同) 三
右 同	(同) 三
右 同	(同) 三
公共測量の終了	(監理課) 四

告示

青森県告示第六百六十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名称	主たる所在地	名称	所在地
黒部倫朗	五所川原市大字 広田字榊森五四 の六五	黒部歯科ク リニツク	五所川原市大字 広田字榊森五四 の六五
有限会社赤坂電子工業	十和田市西十四 番町一三の五	青い森ホー ムケアうる おい	十和田市大字三 本木字西小稲二 〇六の二
社会福祉法人 人恵心会	三戸郡三戸町大 字斗内字和田六 〇の一	〃	〃
〃	〃	〃	〃

青森県告示第六百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者		介護予防事業所	
名称	主たる所在地	名称	所在地
〃	〃	グループ平 ムしろやま	三戸郡三戸町大 字梅内字桐萩一 六二の八
〃	〃	〃	〃

永らし工房大	有限会社赤坂電子工業	〃	社会福祉法人恵心会	〃	〃	〃	〃
八戸市諏訪二丁目一四の一〇	十和田市西十四番町一三の五	〃	三戸郡三戸町大字斗内和田六	〃	〃	〃	〃
介護予防福祉用具貸与	介護予防訪問介護	通所介護	介護予防生活共同	介護予防生活共同	介護予防生活共同	介護予防生活共同	介護予防生活共同
永らし工房大	青い森ホームアールおい	〃	グループホーム鶴亀	〃	〃	〃	〃
八戸市小中野三丁目一七の一五号室	十和田市大字三本木字西小稲二〇六の二	〃	三戸郡三戸町大字斗内和田六	〃	〃	〃	〃
平成三・八二六	三・九三	〃	三・七一	〃	〃	〃	〃

青森県告示第六百六十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所	指定
-----------	-----------	----

株式会社まごころ	五所川原市大字稲実字稲葉四九の一〇九	株式会社まごころ	五所川原市大字稲実字稲葉四九の一〇九	平成三・八一
有限会社赤坂電子工業	十和田市西十四番町一三の五	青い森ホームアールおい	十和田市大字三本木字西小稲二〇六の二	三・九三

青森県告示第六百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後	区分	居宅介護事業者	居宅介護事業所	変更年月日
株式会社大与	株式会社大与	居宅介護事業者	弘前市大字高屋字本宮四八〇の四	弘前市大字高杉字五反田一七四の三	平成三・八一
訪問介護	ヘルパーセンタード・ケア	居宅介護の種類	五田一七四の反	高杉市大字高杉字五反田一七四の三	平成三・八一

青森県告示第六百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区 分	
		名 称	介 護 予 防 事 業 者
株式会社 大与	弘前市大字 高屋字本宮 四八〇の四	主たる事務 所の所在地	介 護 予 防 事 業 者
ヘルパー センター ド・ケア スティー ション	弘前市大字 高杉字五反 田一七四の 三	名 称	介 護 予 防 事 業 所
訪問介護 介護予防	弘前市大字 高杉字五反 田一七四の 五	所 在 地	介 護 予 防 事 業 所
	平成 三・八六	年 月 日	変 更

青森県告示第六百七十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者
主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類
名 称	居宅介護事業所
所在地	指定年月日

黒部 倫朗	五所川原市大字 五所川原市大 字広田字榊森 五四の六五	居宅療養 管理指導	黒部 歯科クリ ニツク	五所川原市大 字広田字榊森 五四の六五	平成 三・八一
-------	--------------------------------------	--------------	----------------	---------------------------	------------

青森県告示第六百七十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者	名 称	介護予防事業所	指 定 年 月 日
主たる事務所の所在地	事業の種類	所 在 地		
有限会社くら し工房大永	介護予防 福祉用具 貸与	有限会社くら し工房大永	八戸市小中野 三丁目一七の ビルB号室	平成 三・八六

青森県告示第六百七十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社まごころ	名称	居宅介護支援事業者	主たる事務所の所在地	名称	居宅介護支援事業所	所在地	指定年月日
五所川原市大字稲実字稲葉四九の一九	五所川原市大字稲実字稲葉四九の一九	五所川原市大字稲実字稲葉四九の一九					

青森県告示第六百七十五号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
東北防衛局
- 二 測量の種類
公共測量（用地測量）
- 三 測量の期間
平成二十二年五月十一日から同年八月三十一日まで
- 四 測量の地域
三沢市五川目地域
三沢市四川目地域
三沢市大字三沢字下野地域
三沢市大字三沢字上野地域

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町三丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭